

県婦協が第44回定期総会を開催 「所得税法第56条のキホン」を学ぶ

新商連婦人部協議会（県婦協）第44回定期総会が5月18日、新潟市で開催されました。長岡民商婦人部からは役員の樋口信子さん（小国支部・設備・2024年度県婦協幹事）と本田明美さん（東支部・家電販売）、事務局・金内の3人が参加しました。

午前は全商連婦人部協議会（全婦協）事務局長の土井淳子さんを招いて「所得税法第56条のキホン」と題した講演会が開かれ、全婦協・民商婦人部が廃止を目指す所得税法第56条（以下、56条）の問題点や、今後の運動について学びました。56条を要約すると、次の通りとなります。



土井さんによる講演の様様

「個人事業者と生活を共にする配偶者や家族が事業に従事した場合、その対価（給与）を事業の必要経費としてはならない」

法人でも、個人でも、家族従業者の労働には給与を支払い、必要経費に計上するのは当然です。しかし、56条はこれを否定しています。

配偶者は86万円まで、配偶者以外の家族は50万円までの税額控除が可能です。しかし、これは給与ではなく、控除対象の1つであるにすぎません。家族従業者は所得がないとみなされるため、ローンを組むことができません。国保の傷病手当・出産手当もありません。土井さんは「働いたのに、働いたことにならない。働いた事実も給与も否定されている。基本的人権や財産権が侵害され続けている」と指摘します。

なぜこんな法律があるのでしょうか。明治憲法は封建制を支えていた明治20年に制定された所得税法は「家族従業者の所得は戸主の所得に合算する」としています。戦後、家長制は廃止されましたが、個人事業者には民主的家族制度が十分に定着していないとして、家族従業者の働き分は引き続き事業主の所得に合算されることになりました。

税務当局は、56条を必要とする理由を「事業と家計が十分に分離されていないから」「個人

全国
商工
新聞

長岡版

＝発行編集＝

長岡民主商工会

長岡市中沢167-1

☎ 33-5948

2025年
6月 2日

第 2240号

インボイス制度は廃止を
消費税は5%に減税を
大軍拡・大増税をやめよ
税務相談停止命令制度は
廃止を

事業者が家族に給与を支払うことによって意図的に所得を分割し、納税額を低く抑える手段に利用される恐れがあるから」などとしています。土井さんは「税法が、人間が実際に労働したという事実を否定することができるのか。家族従業者の人格・人権を無視することなど、有り得ない」と訴えます。

所得税法第57条は「青色申告を選択した場合、家族従業者の給与を経費に認める」としています。帳簿書類を基礎とした正確な申告を徹底させることがねらいです。税務調査を効率的に進める意図もあると考えられます。

2014年から全ての事業者に記帳義務が課せられ、青色申告と白色申告の差がなくなりました。よって、白色申告者にも、家族従業者への給与を必要経費として認めなければならないはずですが、ここに、大きな矛盾があります。土井さんは、法人であれば家族従業者の給与所得が認められることにも言及し、「申告の仕方によって、実際に働いている事実を認めたり、認めなかったりすることは、納税者を差別するものだ」と税務当局を批判します。

土井さんは56条の問題点を「家族従業者の働きを軽視し、社会的・経済的な不利益を強いてその地位を低下させている。根底には家父長制の考えがある。申告形式による差別は憲法14条（平等権）に反する。零細事業者の衰退に拍車をかけ、後継者不足の一因となっている」とまとめ、56条廃止に向けた運動について語りました（今後の運動については後日掲載します）。

午後は総会が開かれ、樋口さんが議長を務めました。5つの民商婦人部の代表発言の後、総会方針・決算・予算案の承認を経て新年度役員が選出され、樋口さんが幹事に再任されました。

消費税や物価高騰の影響で営業と暮らしは本当に大変ですが、婦人部はこれからも励みし合って、元気に活動していきます。



議長を務める樋口さん（左）

